

明石市長 泉 房穂
(公印省略 こども局明石こどもセンター総務課)

公募型業務委託見積合せの実施について

令和 5 年度に予定している明石市こども局明石こどもセンター総務課の業務委託について、公募型業務委託見積合せを実施しますので、参加を希望される方は、下記要領により申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- (1) 業 務 名 明石こどもセンター廃棄物処理業務委託（単価契約）
- (2) 業 務 場 所 明石こどもセンター（明石市大久保町ゆりのき通 1－4－7）
- (3) 業 務 概 要 廃棄物処理業務 1 式
- (4) 履 行 期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

2 見積合せ参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）のサービス業務の部に、契約の種類が廃棄物処理で登録されていること。
- (2) 令和 5・6 年度の明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）のサービス業務の部に、契約の種類が廃棄物処理で登録申請を行い、令和 5 年 2 月 15 日までに受理されていること。
- (3) 以下に掲げる①から④までのいずれかに該当すること。
 - ① 明石市内の本店で登録している者（市内業者）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の規定による明石市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者であること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定による兵庫県知事又は明石市の許可（品目は、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶器くず、金属くず）を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者であること。
- (6) 適正な業務責任者を配置できること（資格及び専任性は求めません。）
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (8) 明石市契約規則第 3 条（平成 5 年規則第 10 号）の規定に該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- (10) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せの日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (11) 公告日において納期限が到来している明石市税（※）を見積合せの日の前日までに完納していること。
※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎて

いないもの) 及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。

- (12) 見積合せの日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※1)を完納していること。また、契約予定者となった場合は、令和5年4月3日までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出できること。

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。

※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書その1(直近2年分)

- (13) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で見積合せに参加できること。

3 見積合せの方法及び契約方法

- (1) 見積金額は各単価の合計額(税抜)を記載してください。
- (2) 契約については、各項目の単価(税抜)で行うものとし、この契約単価については契約予定者の見積金額を「各項目の設計単価が設計単価合計額に占める割合」に応じて比例按分して決定します(契約予定者の見積金額の各単価と契約単価は必ずしも一致しません。)

4 仕様書等のダウンロード

- (1) 期間
令和5年3月6日(月)からダウンロード可能
- (2) 方法
明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、こども局明石こどもセンター総務課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5281)の上、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリによりこども局明石こどもセンター総務課へ仕様書等に関する質問書(指定様式)を提出してください。
令和5年3月6日(月)から令和5年3月13日(月)午後1時まで
(FAX 078-918-5281 明石市こども局明石こどもセンター総務課 公募型業務委託見積合せ契約担当者 宛)
- (2) 質問に対する回答
令和5年3月15日(水)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

6 見積合せ参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けてください。
- ア 公募型業務委託見積合せ参加申請書(指定様式)
 - イ 見積書(指定様式)
 - ウ 業務費内訳書
 - エ 「2 見積合せ参加要件の(4)」に定める許可を証する書類(写)
 - オ 「2 見積合せ参加要件の(5)」に定める許可を証する書類(写)
 - カ 配置予定業務責任者の資格及び雇用関係を証する書類(写)

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和5年3月15日（水）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ こども局明石こどもセンター総務課への郵便物の必着期限は、令和5年3月20日（月）です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリによりこども局明石こどもセンター総務課へ公募型業務委託見積合せ参加確認書（指定様式）を送付してください。

(FAX 078-918-5128 明石市こども局明石こどもセンター総務課 公募型業務委託見積合せ契約担当者宛)

7 見積合せの日時及び場所

(1) 日時

令和5年3月22日（水）午前10時00分（予定） ※状況により前後します。

(2) 場所

明石こどもセンター 大会議室

8 契約保証金

執行予定総額（契約単価（税抜）に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等を行う場合がある。

9 支払条件

前金払 無 部分払 無 全額完了払（ただし、月払いとする）

10 予定価格（税抜、月額単価）

25,000円

※予定価格を超える金額で見積を行った場合は、指名停止基準に基づき措置します。

11 変動型最低制限価格制度の準用

本見積合せにおいては、制限付一般競争入札における変動型最低制限価格制度を準用します（最低価格見積者から有効な下位5者の見積金額の平均の85%未満の見積者は失格とする。）。

12 長期継続契約について

本業務委託は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本委託における予算を削減された場合又は当該年度における年間予定委託料総額未満に削減された場合は契約を変更又は解除することがありますので、了承の上、見積合せにご参加ください。

13 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、執行予定総額が200万円を超える場合には、契約予定者は令和5年4月1日までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出

していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、見積・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

14 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

15 見積に関する条件

- (1) 見積書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 見積者が同一事項について2通以上した見積でないこと。
- (3) 見積者の記名押印があり、見積内容が明確であること。
- (4) 見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積でないこと。

16 無効とする見積

- (1) 見積に参加する者としての必要な資格のない者の行った見積
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った見積
- (3) 見積に関する条件に違反した見積

17 見積結果及び契約について

- (1) 見積合せの場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格見積者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で契約予定者を決定します。
- (3) 見積結果は、令和5年3月24日（金）から明石市ホームページにて掲載します。

18 年度開始前準備行為

本見積合せについては、令和5年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和5年4月3日に契約を行うこととなります（ただし、令和5年4月1日時点においても契約予定者が見積合せ参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、見積合せの参加要件を一項目でも満たしていないこととなった場合は失格となります。この場合においては、次順位以下の見積合せ参加要件をすべて満たす者と契約を行うこととなります。）。

なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、本見積合せ等に要したすべての費用について明石市に請求することができず、本見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

19 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登

録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。

- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この見積における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 見積参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最低価格見積者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも契約予定者とならない場合があります。

この場合において、見積合せ等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

- (7) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が見積合せに参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を見積合せ日当日に確認することがありますので、ご注意ください。
- (8) **契約書は、業務内訳書に記載の業務ごとに個別の締結とする予定です。**
- (9) その他見積及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。